

平成 30 年 10 月 31 日

16 時 35 分～

第一特別会議室

平成 30 年台風第 24 号に関する
農林水産省緊急自然災害対策本部

議事次第

- 1 開会
- 2 本部長御発言（大臣）
- 3 台風第 24 号による農林水産関係被害への
支援対策について
- 4 その他
- 5 閉会

台風第 24 号による農林水産関係被害への支援対策について（案）

平成 30 年 月 日
農 林 水 産 省
環 境 省
総 務 省

平成 30 年の台風第 24 号により、九州・東海・関東地方をはじめ各地域の農林水産業に被害がもたらされた。

このため、被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるように、以下の対策を講ずる。

1 災害復旧事業等の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、災害査定効率化の実施、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援。

2 共済金の早期支払等

農業共済、森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施。

3 災害関連資金の措置

（１）被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、災害関連資金により支援。また経営改善のための設備投資等に必要な資金（スーパー L 資金の貸付当初 5 年間の実質無利子化）について、被災した認定農業者に優先的に対応。

（２）また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるよう、関係金融機関に要請。
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請。

4 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援

（１）被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、補助上限額及び対象地域の制限を撤廃するとともに、事前着工を可能とし、農業経営に必要な農業用ハウス・農業用機械等の再建・修繕（被災した施設の撤去を含む。）に要する経費を助成。

農業用ハウスについて、園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の 2 分の 1 相当を支援（共済非加入の場合は 10 分の 3 相当）。

さらに、経営体育成支援事業により農業用ハウスの補強に要する経費、産地活性化総合対策事業により農業用ハウスの補強に必要な資材の共同購入費を助成。

- (2) 被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、簡易な農業用ハウスの設置に必要な資材導入や農業機械等のリース導入に要する経費を助成。
- (3) 被災した共同利用施設（集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等）や卸売市場等の再建・修繕や、被災を機に産地で共同利用する耐候性ハウスを導入する取組、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成。
- (4) 農業用ハウスの資材や施工業者が早期に確保できるように、以下のとおり対応。
 - ① 農業資材メーカー等に資材の供給状況等を確認するとともに、円滑な資材供給への協力を依頼。また、各県や農業者団体等に当該情報を提供し、産地から要望のあった資材需要について農業資材メーカー等へ提供。
 - ② 各県や農業者団体等に対し、全国のハウス施工業者リストを提供。また、農業者が自ら施工できるようにハウスの自力施工マニュアルを周知。

なお、(1)、(2)及び(3)の支援は、再建後の施設について、利用者が園芸施設共済等の保険に入ることが前提。

5 営農再開に向けた支援

- (1) 被災により、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）、畑作物の直接支払交付金（ゲタの面積払）の対象作物の本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない場合にあって、それぞれ交付金の対象になることを周知。
- (2) 被害果樹・茶の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費、被害果実の利用促進に必要な経費を助成。
- (3) 被災に伴い必要となる追加的な種子・種苗確保、追加防除・施肥、被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農作物の輸送等に要する経費を助成。
- (4) 被災したさとうきびの生産回復に向け、さとうきび増産基金等を活用し、追加防除・施肥、追加的な種苗確保や次期作に向けた土づくり等に要する経費を助成。
- (5) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応。
 - ① 自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成。
 - ② 簡易畜舎等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療・予防管理等に要する経費を助成。
 - ③ 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援。

- ④ 停電時に緊急的に行った非常用電源の確保等に要する経費を助成。
- ⑤ 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援。

(6) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）、養豚経営安定対策事業（豚マルキン）における生産者積立金の納付免除、鶏卵生産者経営安定対策事業における積立金の減額等を実施。

(7) 専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施。

6 被災農林漁業者の就労機会の確保

(1) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農林漁業者の就労を促進。

(2) 被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）により必要な経費を助成。

7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

(1) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動を支援。

(2) 被災地域において、農業水利施設等の復旧と併せて行う水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組に対して支援。

(3) 被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組に対して支援。

(4) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。

8 林野関係被害に対する支援

(1) 治山事業や森林整備事業により、被災した山林の早期復旧や、山地災害発生の危険性が高い地区等における治山施設の設置等の実施を支援。

(2) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成。

9 漁港施設等の早期復旧等の支援

被災地域において、漁港施設等の復旧を進めるとともに、防波堤等の高潮・高波対策に対して支援。

10 災害廃棄物処理事業の周知

生活環境保全上の支障のある被災した農業用ハウス等の農林水産関係の災害廃棄

物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象となり得ることについて、市町村廃棄物担当部局に周知。

11 地方財政措置による支援

関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財政運営に支障が生じることがないように、上記の対策の内容に応じ、地方財政措置で適切に対応。

以上のほか、近年多発する自然災害に対して、農林漁業者自らに備えてもらう観点から、地方公共団体及び関係団体と連携の上、本支援対策の実行時を含め、様々な機会を活用して、引き続き農業保険（収入保険、農業共済）、森林保険、漁業共済、漁船保険等への加入を促進していく。

※4（１）、4（２）、4（３）、5（３）、8（２）については、別紙の留意事項を参照。

(別紙)

農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等における留意事項

経営体育成支援事業等による農業用ハウス・農業機械の導入、共同利用施設の修繕の事前着工等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかる書きものや写真等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書などの書類

<関係する項目>

4 (1)、4 (2)、4 (3)、5 (3)、8 (2)

農業用ハウスの早期復旧に向けたハウス資材や施工業者の早期確保等

農業用ハウスの早期復旧に向けたハウス資材や施工業者の早期確保等については、主に以下の取組を実施

- (1) 農業用ハウス資材の円滑な供給

農業資材メーカー等に資材の供給状況・見通しの確認と円滑な資材供給への協力を依頼（※）するとともに、各県や農業者団体等に対し、資材の供給状況・見通し等に係る情報を提供。

※ 各資材メーカーでは、円滑な資材の供給に向け、①自社加工工場の稼働時間の延長、②全国の委託加工場への発注、③在庫の前倒し使用等の対応により資材の早期確保・出荷に向けた取組を実施中。

また、各県や農業者団体等を通じ、要望のあった産地の資材需要等の情報について、農業資材メーカーへ提供。

- (2) ハウス施工業者・人材の早期確保

- ① （一社）日本施設園芸協会及び全国農業資材商業会の協力を得て、ハウス施工業者の営業所等を都道府県別に整理したリストを作成し、各県や農業者団体等に情報提供。
- ② 農業者が自ら施工できるよう、全国農業協同組合連合会等の協力を得て、自力施工マニュアルを各県や農業者団体等に周知するとともに、各県や農業者団体等において講習会を実施。

<関係する項目>

4 (4)

パイプハウスを復旧する場合

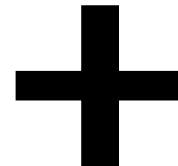
- 被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、被災した農業用ハウスの復旧を支援。
- さらにアーチ部分などハウスを補強する補強材の導入について、新たに支援。

パイプハウスの復旧



○ 被災農業者向け経営体育成支援事業

- 助成対象者 : 被災した農業者であって、農業経営を継続する者
- 助成対象 : 農業用ハウス、トラクター、畜舎等の復旧、修繕、施設等の撤去 等
- 補助率 : 園芸施設共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて事業費の2分の1相当の支援を行う。(共済非加入の場合は10分の3相当)
- 事業実施主体 : 市町村



パイプハウスの補強



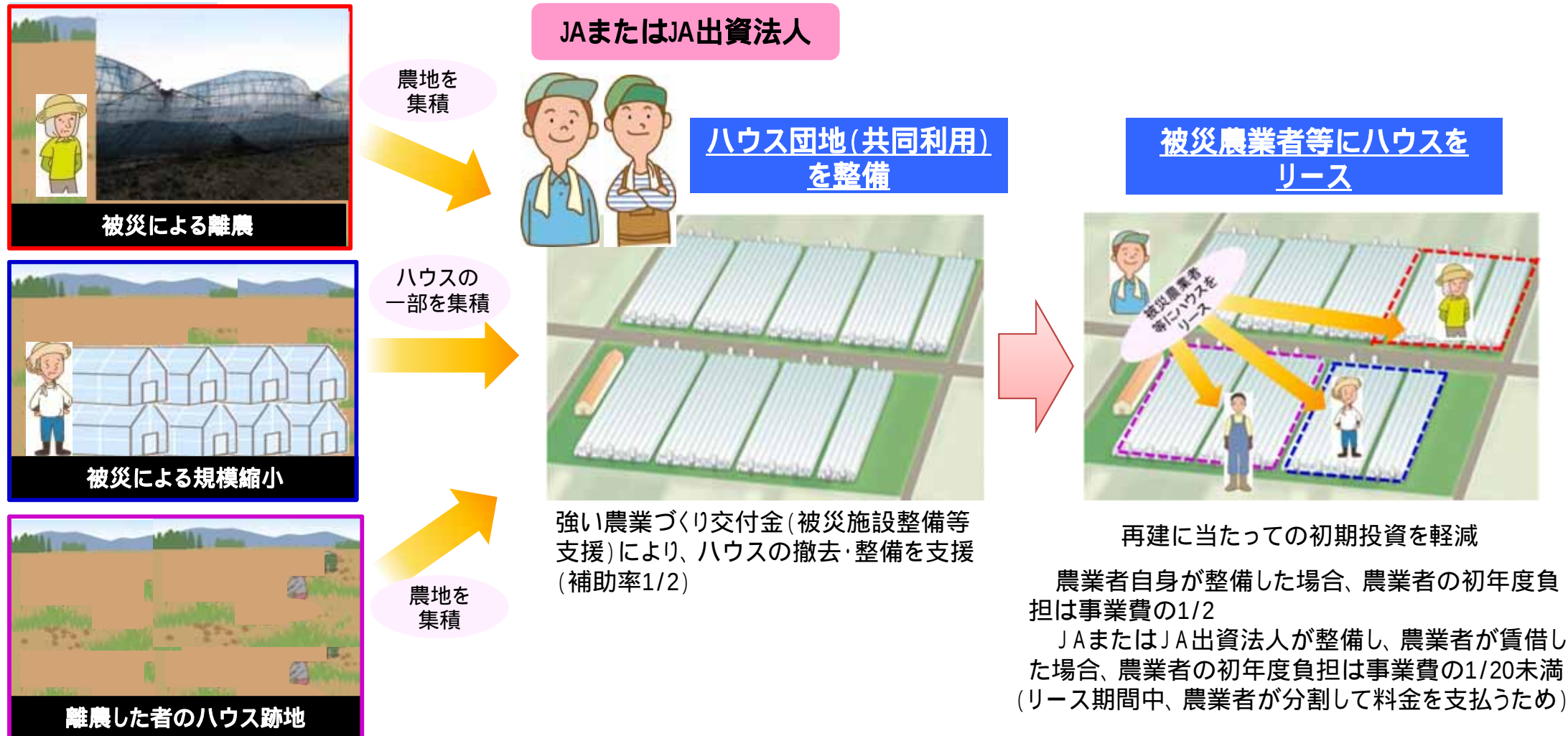
補強材の導入を支援

施工業者に発注する場合
補強に必要な経費を経営体育成支援事業により支援(補助率10分の3)

農業者が自力で施工する場合
自力施工に必要な資材の共同購入費を
産地活性化総合対策事業により支援
(補助率2分の1)

被災を契機として新たな耐候性ハウスを整備する場合

- 強い農業づくり交付金を活用し、被災を機に新たに産地で共同利用する耐候性ハウス(1,100～1,400万円)の導入を支援。
- 台風での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となり耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資の軽減等が可能。



平成30年台風第24号による被害状況

(平成30年10月30日11:00現在農林水産省調べ)

1 農林水産関係被害の概要

区分	主な被害	被害数	被害額(億円) (*1)	被害地域(現在45都道府県より報告あり)
農作物等	農作物等(*2)	50,302ha	138.3	岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(41都府県)
	樹体(*3)	647ha	1.2	宮城、秋田、福島、神奈川、長野、静岡、富山、愛知、三重、京都、和歌山、鳥取、鹿児島、沖縄(14府県)
	家畜	125,240頭羽	1.7	静岡、愛知、兵庫、鳥取、高知、宮崎、鹿児島(7県)
	畜産物(生乳等)	124トン	0.1	千葉、神奈川、静岡、愛知、香川、宮崎(6県)
	農業用ハウス等	17,555件	81.9	岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟、富山、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(40都府県)
	畜産用施設	1,501件	21.3	宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、和歌山、鳥取、岡山、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(22都府県)
	共同利用施設	115件	0.9	福島、岐阜、愛知、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島(8県)
	農業用機械	9件	0.0	愛知、宮崎(2県)
	小計		245.5	
農用地・施設関係	農地の破損	2,505箇所	41.0	青森、岩手、山梨、長野、静岡、岐阜、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島(22府県)
	農業用施設等	2,474箇所	71.9	青森、岩手、宮城、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、富山、岐阜、三重、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(28都府県)
	小計		112.8	
林野関係	林地荒廃	309箇所	68.3	青森、福島、群馬、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島(27府県)

				県)
	治山施設	23 箇所	10.5	群馬、千葉、静岡、愛知、三重、鳥取、愛媛、宮崎、鹿児島（9 県）
	林道施設等	1,339 箇所	33.9	北海道、福島、茨城、栃木、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄（27 都道府県）
	森林被害	235ha	1.2	群馬、山梨、長野、静岡、宮崎、鹿児島（6 県）
	木材加工・流通施設	2 件	0.1	和歌山
	特用林産物施設等	14 件	0.2	茨城、千葉、静岡、三重、宮崎（5 県）
	小計		114.2	
水産関係	漁船	280 隻	0.5	北海道、岩手、宮城、茨城、千葉、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、和歌山、島根、広島、愛媛、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄（19 道府県）
	漁具	36 件	0.4	北海道、青森、岩手、茨城、千葉、神奈川、鹿児島（7 道府県）
	養殖施設	211 件	1.5	宮城、静岡、愛知、三重、和歌山、広島、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島（12 県）
	漁場	3 件	0.1	鳥取県
	水産物	64 件	0.5	宮城、静岡、三重、和歌山、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島（8 県）
	漁具倉庫等	206 件	1.4	宮城、茨城、千葉、神奈川、静岡、和歌山、広島、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島（11 県）
	漁港施設等	48 漁港	38.5	千葉、静岡、三重、和歌山、愛媛、高知、大分、鹿児島、沖縄（9 県）
	漁業用施設等	6 件	4.5	三重、大分、鹿児島、沖縄（4 県）
	共同利用施設	168 件	1.5	岩手、宮城、千葉、神奈川、静岡、和歌山、広島、高知、熊本、大分、宮崎（11 県）
	小計		48.7	
合計			521.3	

* 1：現時点で都道府県から報告があったものを記載しており、引き続き調査中。なお、報告には被害数の報告のみで被害額は調査中のものも含まれる。

* 2：りんご、なし、かき、かんきつ、みかん、ポンカン、ゆず、くり、キウイフルーツ、びわ、イチジク、オリーブ、さとうきび、水稲、キャベツ、白菜、ねぎ、レタス、ほうれん草、こまつな、みずな、なす、オクラ、きゅうり、ズッキーニ、ピーマン、ブロッコリー、カリフラワー、セロリ、だいこん、にんじん、たまねぎ、かんしょ、ばれいしょ、里芋、自然薯、田芋、しょうが、ウコン、大豆、エンドウ、そば、トマト、ミニトマト、いちご、メロン、花き（菜の花、葉ボタン、菊、トルコギキョウ、ケイトウ、クラジオラス、ストック等）、桑、茶、ロベロニ、飼料用作物（デントコーン、スーダングラス、飼料用トウモロコシ等）

* 3：りんご、なし、柿、かんきつ、みかん、タンカン、シークワサー、くり、うめ、イチジク、茶、フェイジョア等

2 農林水産省の対応

・農林水産省災害情報連絡室を設置（9 月 28 日 13:30）

- ・農村振興局が、「台風第 24 号接近に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について」を通知（平成 30 年 9 月 25 日）
- ・生産局及び政策統括官が、「台風第 24 号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知（平成 30 年 9 月 27 日）
- ・経営局が、「台風第 24 号の接近に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知（平成 30 年 9 月 27 日）
- ・林野庁が、「台風第 24 号接近に伴う林道施設災害及び森林災害発生時の対応について」を通知（平成 30 年 9 月 27 日）
- ・林野庁が、「台風第 24 号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知（平成 30 年 9 月 27 日）
- ・林野庁が、「台風第 24 号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知（平成 30 年 9 月 27 日）
- ・水産庁が、「台風第 24 号に対する備えと被害報告等について」を通知（平成 30 年 9 月 27 日）
- ・水産庁が、「平成 30 年台風第 24 号に係る漁業共済事業の円滑な運営について」等を通知（平成 30 年 10 月 1 日）
- ・生産局が、「平成 30 年台風第 24 号により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払い猶予について」を通知（平成 30 年 10 月 3 日）
- ・経営局が、「平成 30 年台風第 24 号による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知（平成 30 年 10 月 3 日）
- ・水産庁が、「平成 30 年台風第 24 号による漁業被害等に係る迅速かつ適切な損害評価等の実施及び共済金等の早期支払について」を通知（平成 30 年 10 月 4 日）
- ・水産庁が、「平成 30 年台風第 24 号による被害漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等について」を通知（平成 30 年 10 月 4 日）